

障がい福祉計画等策定委員会・地域自立支援協議会からの意見集

1 策定方針案

No.	意見内容	対応結果
1	第1部 第1章 1「策定の背景・目的」 「新たな日常」とは。用語集に追加してほしい。	「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）に表記された「新たな日常」に関する用語説明を追加した。
2	第1部 第1章 3(3)「国の基本指針について」 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」とあるが、これまで精神は対象ではなかったのか。	国が示す基本指針のとおり「精神障がい"にも"対応した地域包括ケアシステム」と明記している。保健医療福祉の取組の中に、精神障がいを含めたメンタルヘルス不調への支援「にも」目を向けることを重視する意図。
3	第1部 第2章 3(5)「板橋区障がい者実態調査の結果」 ③一般区民の回答結果の傾向 「差別を見聞きした経験ありが約5割」とあるが、これは区内で見聞きした経験なのか、ニュース等も含めて見聞きした経験なのか。	区内に限らず、日常生活の中で見聞きした経験について尋ねたもの。次回の調査では、区内の実状を把握するために質問内容を検討したい。
4	第1部 第2章 3(5)「板橋区障がい者実態調査の結果」 ③一般区民の回答結果の傾向 「インクルージョン教育」とあるが、他の文章の中で出てくる「インクルーシブ教育」との整合性は？また、用語に馴染みがないため用語集に追加してほしい。	「インクルーシブ教育システム」に表記を統一し、用語集に追加。
5	第2部 2「基本目標」 基本理念の「認め合い」が基本目標3つのどこかに含まれるのか、抜けているのか。	「認め合い」は基本目標3つの根底にあるため、個別の基本目標には入れていない。基本目標3つを大きく囲うように「認め合い」を書き足し、「認め合い」が前提になっていることがわかりやすいようにした。
6	第1部 第2章 3(5)「板橋区障がい者実態調査の結果」 「障がいを理解していない教員がいる」「支える教員が十分に育っていない」といった意見があるとおり、やはり学校教育は教員の知識がないと共生社会は実現しないと感じる。	インクルーシブ教育システム構築の推進を図ることで、共生社会の実現に繋げていきたいと考える。
7	第2部 1「基本理念」 基本理念で共生社会を分かりやすく打ち出していきたい。	基本理念は、共生社会を噛み砕いて作っている。また、基本目標の説明の中でも「地域共生社会」の言葉を使い、その実現をめざしていく。
8	骨子を策定委員会で検討させてもらえないか。	メールで策定委員の皆様へ骨子案を展開し、意見を募った。

No.	意見内容	対応結果
9	<p>幼児期も「インクルーシブ保育」として様々な取り組みが始まっている。早期発見、早期療育を視野に入れて検討してもらいたい。文言の使い方もそうだが、特に幼児期のところでは教育と保育、幼稚園と保育園では縦割りであることを痛感させられることが非常に多い。こども家庭庁ができたので、保育のことも含めて検討していただきたい。</p>	<p>保育園においても、要支援児の受入や心理士等による巡回指導等を実施しているが、教育分野との連携や、統一した施策の展開等課題は多いと認識している。</p> <p>次計画において、障がい児支援における縦横連携の取り組みを強化する施策の展開を実施していく。</p>
10	<p>第1部 第2章 2 (2) 「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」</p> <p>サポートファイルだが、まだ運用開始と言ってよいのかと思う。文言を精査しながら作っていく必要がある。</p>	<p>令和4年度に区ホームページで公開したことで運用自体は開始したが、周知方法は課題として取り組んでいく。</p>
11	<p>障がいの有無という考え方もあるが、障がいの中でも種類によって理解が進んでいなかったり、障がい当事者同士でも知らないことがあり、障壁を生み出している。個別性があるので、どの人も生きやすくなることを求めていくことが大事。基本理念「つながり、ともに支え合う」とあるが、これから外国人人口の割合が増加していく中で、さらにハードルが高い人が出てくる。そのようなことも視野に入れた住みやすいまち、という考えもあると思う。</p>	<p>障がい者同士の理解促進も大切と考えており、できることを検討したい。</p>
12	<p>本人の自立が何より大事であり、そこと社会との関係として認め合い、支え合いという考えが出てくるのは当然だと思うが、他者との間に家族という重要な存在があることは見逃せない。特に、きょうだい児をどのようにサポートしていくか、対象は障がい者計画なのか子ども子育ての計画なのか分からないが、障がい者計画ではどのように扱っていく予定か。</p>	<p>区としても、必要性を認識している。次期計画で、家族（きょうだい児含む）支援という施策を新たに作る予定であり、取組を進めていきたい。</p>
13	<p>第1部 第1章 1 「策定の背景・目的」</p> <p>「手話言語条例」の文章で、日本語と同じ言語として手話があることの説明が足りていないと感じる。また、ICTやデジタル活用など、新しい技術の話も含めて文章を検討していただきたい。</p>	<p>「言語としての手話」であることを追記した。</p> <p>ICTやデジタル活用について、障がい者計画において事業として取り組んでいく。</p>
14	<p>まだ企業に障がい者が入るとどうしても格差が生じ、ノーマライゼーションに戻ってしまう。法律などの整備ではなく、日ごろから皆が障がいをよく理解して、一緒に過ごしていけるようにしていけたら良いと感じた。</p>	<p>共生社会の実現に向けて、現計画からの施策を継続していきたいと考える。</p>

No.	意見内容	対応結果
15	私は日ごろ、視覚障がい者の就労上の悩みを聞く。各自治体障がい者活躍推進計画を策定しているが、その計画が実行されているか確認していく仕組みづくりも大事になってくる。	障がい者活躍推進計画も今年度策定の年であり、所管部署との情報共有や連携に取り組んでいく。
16	インクルーシブ教育システムについて… 区のコーディネーター研修で講師をやった。理想と現実の乖離を埋められないという現場の声。担い手をたくさん作りたい、そのための教員の教育も必要と思う。区は、どんな体制でどのようにインクルーシブ教育システムを検討しているのか。	特別支援教育推進協議会や、内部検討組織である「地域保健福祉計画推進本部」幹事会や障がい者福祉部会で部門横断的に検討している。
17	障がい者活躍推進係の新設について、体制強化とはチャレンジ就労に限るのか。	現時点ではチャレンジ就労から間口を広げていきたいが、将来的にはチャレンジ就労に限らず、職場定着などの課題に対して取り組んでいきたい。
18	「医療的ケア児」というワードがよく出てくるが、医療的ケアは大人になってからも続けし、「児」に限らないでほしい。	区としても医療的ケアが必要な大人について認識しており、一部表現を「医療的ケア児」から「医療的ケア」に修正した。ただし、切れ目のない支援という観点では、乳幼児期からの支援ということで「医療的ケア児」とする。
19	用語集において「合理的配慮」と「障がい者差別」が分かれていて、五十音順に並んでいるのでページも離れてしまっている。合理的配慮を行わないことも差別であることを、「障がい者差別」の説明に入れて欲しい。	「障がい者差別」の説明文の中に、合理的配慮を行わないことも差別である旨を追記。
20	障がいへの理解を高め共生社会を実現するには、やはり幼児期からの交流が必要。副籍交流の制度は既にあるため、支援する人やお金等の支援が具体的には必要になると思うが、教育・福祉との検討のもと、これらが少しでも盛り込まれて欲しい。	次期計画で、副籍制度やインクルーシブ教育システムなど、子どものときからの交流に関する事業を盛り込む。
21	現行計画の施策で「強度行動障がい者への支援」とあるが、研修等では「強度行動障がい"者"はいない、状態である」と言われている。	次期計画では「強度行動障がいへの支援」とし、資料編の用語集「強度行動障がい」でも「状態」である旨を記載。
22	用語集「バリアフリー」 障害者白書の4つの壁（物理的、制度的、文化・情報面、意識上）が一般的。また、「社会的」はすべてを包含していると思う。また、「近年では、すべての人の」とあるが、そこまで言うまでの説明が必要になるので不要では。	障害者白書の「バリアフリーの意味」を引用した「板橋区ユニバーサルデザイン推進条例」第2条の定義を使って説明している。そこに、4つの壁をそのまま追記。

No.	意見内容	対応結果
23	用語集「ユニバーサルデザイン」 「障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく」は、視点「だけ」ではなく、なら意味が分かる。この部分は削除でよいのでは。	「障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく」を削除し、「障がいの有無にかかわらず」からスタートするように修正。
24	用語集「要約筆記」 聴覚障がい者だけではないので、「情報保障の手段の1つで・・・」とすべき。	ご指摘のとおり修正。
25	用語集「難病」 「医学的に定義された病名の名称ではなく」は、実際には制度が利用できる難病の名前を指定しているので、この表現は正確ではないと思うので、この一文は削除で良いのでは。	ご指摘のとおり修正。
26	用語集「インクルーシブ教育システム」 これは日本の解釈で、本当の意味は違う。本当の意味を説明することが本来望ましいが、紙面も限られているため「中教審によれば」と付け足してはいかがか。	ご指摘のとおり修正。

2 骨子案

No.	意見内容	対応結果
1	第1部 第2章 3 (5) 「板橋区障がい者実態調査の結果」 「園や学校生活での～」のなかの「教員」について、前は「先生」となっていた。「教員」にした意図もわからなくはないが、保育園の先生は「教員」とは言わないので、「先生」のままか、保育者も含めた文言に変えてほしい。	ご指摘のとおり修正。
2	「重点項目2」または「施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」の中に、幼児期学齢期には特に「家族支援」の視点が重要であること、そこに先だっの委員会でも話題に出していた「きょうだい児支援」の視点、または今大きな話題になっている「ヤングケアラー」というキーワードを用いて啓発する視点があってもよいのではないか。	家族支援やきょうだい児支援については、家族支援の施策として記載する。ヤングケアラーは、子どもの権利保障の面が大きいので、障がい者計画ではきょうだい児の部分を取り上げる。
3	第1部 第1章 1 「策定の背景・目的」 切れ目のない支援が必要な根拠として、医ケア児支援法や家族支援の重要性を明記してほしい。	障がい者に関する法の施行を並べている箇所に、医ケア児支援法についても記載することとした。
4	第1部 第1章 3 (3) 「国の基本指針について」 ⑤「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と記載しているが、重度重複や医療的ケアにも対応した、と追加してほしい。	ここは国の基本指針のため、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という記載のままとする。

No.	意見内容	対応結果
5	居宅訪問型児童発達支援の実績が見込みを下回っている旨の記載は、利用したくても福祉事務所に断られている実態があるのに需要がないかのような誤解を与える。	見込みを下回っている旨の記載は削除。利用が横ばいであるとの記載にとどめる。
6	重点項目1で、児童発達支援センターの機能充実だけでなく、子家総による家族単位での総合的な支援についても記載してほしい。	子家総で親支援事業などに取り組んでいるが、「家族単位での総合的な支援」については今後子ども家庭総合支援センターと連携して研究していくので、今回の計画での記載は見送る。
7	重点項目2で、障がいの特性や体調に応じて通所・居宅サービスを組み合わせ、週5日の療育・保育・教育環境を確保し、子どもの成長発達を保障していくことについて言及してほしい。	次計画等の取組を進め、ご要望の状況の実現に必要なことを研究していきたい。
8	重点項目3、拠点等の整備・充実はあるありがたいが、前提となる居宅支援の充実がないと、いくら拠点等が充実しても安心できる生活にならないと思う。「各々の暮らしを築くための、自宅やグループホーム等での充実した居宅支援を基盤としながらも」といった補足の言葉があると分かりやすい。	「障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう」という一文を追加。
9	基本目標1 施策3「特性に応じた支援の充実」 切れ目のない支援の根拠として、医ケア児支援法に触れて欲しい。また、本人への支援だけでなく、家族支援の視点からも支援が大切だとされている旨記載してほしい。	医療的ケア児支援法については、冒頭の「1 策定の背景・目的」のところで触れるとともに、基本目標2の施策3で家族支援の視点等を記載。
10	基本目標1 施策3「特性に応じた支援の充実」 「行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境の整備」は、つまり地域包括ケアシステムのことだと理解してよいか。精神障害者に対する支援ではシステムの構築の検討とされているため、医療的ケアについてもシステム構築の検討としていただきたい。	「行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境の整備」は、おっしゃる通り地域包括ケアシステムに相当すると考えている。医療的ケアについてのシステム構築も必要と認識しているが、まずはコーディネーターを活用する必要があり、今後研究していくので、今回の計画においてはこのままの記載とする。
11	用語集「居宅訪問型児童発達支援」 「または、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える通所事業所が不足している等により、希望する日数の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスによる通所による療育支援が受けられない児童」という記載を追記してほしい。	ご指摘のとおり修正。
12	第1部 第1章 1「策定の背景・目的」 切れ目のない支援というところに強度行動障がいを追加してほしい。	ご指摘のとおり修正。

No.	意見内容	対応結果
13	第1部 第2章 2 (4) 「障がいのある人の就労の拡充」 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の「障害者」は「障がい者」と表記するのでは。	ここは「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」という名詞になるので「障害者」と記載した。ただ、法律名が大変長いので「障害者雇用促進法」に修正。
14	基本目標1 施策3「特性に応じた支援の充実」 「高次脳機能障がい・強度行動障がい・難病中途障がい者への支援」と列記されているが、高次脳機能障がい、難病、中途障がいは生まれ待ってのものではないが、強度行動障がいは元々持っている障がい（自閉症スペクトラム等）に対して適切な環境や支援でないときの状態なので同じくりではないと思う。「強度行動障がい者への支援の充実」という項目を立てていただきたい。	今回は、国の指針でも強度行動障がいへの支援体制等を求められているところである。ご指摘のとおり、「高次脳機能障がい・難病への支援」（中途障がい者を含む）と「強度行動障がいへの支援」という2つに分割する。
15	用語集「強度行動障がい」 もう一步踏み込んで記載ができるなら、「強度行動障がいは、生来的な障がいではなく周囲の環境や関わりによって現れる「状態」であり、児童期からの適切な支援や本人の特性に合った環境調整等によって状態が大きく改善されるものである。」こんな内容が少し入るといい。強度行動障がいは、障がい名ではなく行政、福祉用語のため、障害者の保護者の方たちもはっきりわからない方が多い。	ご指摘のとおり修正。
16	第2部 1「基本理念」 障害者が可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることを明記すべき。	基本目標 1 と 2 に記載。
17	第2部 1「基本理念」 社会参加の機会が確保されること、また、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを明記すべき。	基本目標 1 ～ 3 に記載。
18	基本理念 社会的障壁の解消—障がいの社会モデルについて明記すべき。	文章での説明が難しいため、イラストを活用してコラムで掲載する。
19	重点項目1 年々増加する8050問題等の複合的な課題を抱えた家族の相談への対応について明記すべき。	重点項目 4 で、地域生活支援拠点等における「居住支援のための機能（相談、体験の機会・場）」で整備する。「安心支援プラン」もその1つである。
20	重点項目1 「ひきこもり相談」窓口を専門性の高い機関とする。そのもとで埋もれていたニーズをキャッチし、他の専門施設との連携について明記すべき。	ひきこもりについては、障がい特性と関連が強く、今後、区でどのように事業展開していくか検討を進めていく。

No.	意見内容	対応結果
21	<p>重点項目3 区が昨年行ったひきこもりに関する調査「生活状況調査」によると、最も求められている支援が、「家以外の居場所」だった。区内に障害者のための多様な居場所が整備されておらず、とくにケアが必要な知的障害者の居場所が不足している。</p>	<p>知的障がい者の居場所として、福祉園や作業所、地域活動支援センターなどがあるが、利用していない方、利用できていない方への支援を今後研究していく。素案では、「地域活動支援センターの実施」を基本目標1の施策2-1「障がい福祉サービスの充実」に移した。相談だけではなく、居場所としての地域活動支援センターの役割について研究していく。</p>
22	<p>重点項目3 強度行動障害のある人やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするための支援体制が不足している。本人とその家族の支援ニーズの把握を行い、地域の支援体制の整備を進めることを明記してほしい。</p>	<p>基本目標1の施策3において、強度行動障がいに関する事業を展開し、取り組んでいく。</p>
23	<p>重点項目3 重度の人のグループホームが不足しているので、計画的に整備することを明記してほしい。</p>	<p>板橋キャンパスにおいて整備予定だが、今後も整備促進していく必要性は認識しているため、重度の人のグループホームの整備促進に関する事業を展開し、取り組んでいく。</p>
24	<p>重点項目3 自立生活援助を提供する事業所が不足しており、板橋区の社会資源を活用した独自のシステムを計画することを明記してほしい。</p>	<p>令和4年度実施の障がい者実態調査アンケートにおいて、最も「今後利用したい」との回答が多かったサービスであり、必要性を重々認識している。基本目標1の施策3の中で、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を謳っているが、この取組の中で検討を進めていく。</p>